



生活・安全

安全で安心なまちを目指して

冬の交通安全運動

11月11日(月)から冬の交通安全運動が始まります。

これからの季節は、積雪や路面の凍結などが原因で起こる事故や、吹雪などの視界不良による事故(いわゆる「冬型事故」)が増加します。

車を運転する際は、早め点灯と安全運転を心掛けましょう。また、夜間や夕暮れ時に外出する場合は、明るい服装や夜光反射材を着用し、ドライバードライバーに自分の位置が分かるようにしましょう。

年末年始にかけて、忘年会・お正月・新年会などお酒を飲む機会が増えることから、飲酒運転による事故が増加する傾向にあります。

飲酒運転は運転者本人、車やお酒の提供者、同乗者が厳しく罰せられるだけでなく、被害者やその家族の人生を大きく狂わせる結果につながります。町民一人ひとりが「飲酒運転をしない

【問い合わせ】
町住民保健課
生活安全グループ
☎ 73-7510

い、させない、許さない」を徹底し、地域から飲酒運転を根絶しましょう。

◆期間
11月11日(月)～20日(水)

◆スローガン

ストップ・ザ・交通事故
～めざせ 安全で 安心な北海道～

◆運動の重点

①高齢者の交通事故防止

○運転手の皆さんは

高齢者の道路横断に対応できる安全な速度で運転し、夜間、走行車や対向車がないときは、ライトをハイビームにしましょう。

○高齢者の皆さんは

外出時は、明るい服装で反射材を身に着けるとともに、自分の身体機能の変化を認識し、道路を横断するときは、左右をよく見て車に注意しましょう。

②凍結路面等のスリップによる交通事故防止

○運転手の皆さんは

早めのタイヤ交換と、路面の変化を認識し、スピードを控えた運転をしましょう。

○家庭や学校・職場では

冬道の危険性や特徴について話し合い、外出をするときは、事故防止を呼び掛けましょう。

③飲酒運転の根絶

○運転手の皆さんは

「飲酒運転をしない、させない、許さない」を徹底し、二日酔い運転を含めた飲酒運転を根絶しましょう。

○飲食を提供・販売する店舗は

飲酒運転の悪質性や危険性を呼び掛けるとともに、ハンドルキーパー運動をはじめ、運転者への酒類提供を禁止するほか、飲酒運転をしようとしている人を制止し、飲酒運転を根絶しましょう。

※ハンドルキーパー運動とは、自動車で仲間と飲食店などへ行く場合に、お酒を飲まない人(ハンドルキーパー)を決め、その人が仲間を自宅まで送り届ける運動です。



灯油用ホームタンク 点検はお済みですか？

灯油漏れ事故に注意

地震や強風によるホームタンクの転倒や、草刈りによる送油配管の破損から、灯油が漏れるといった事故が増えています。

灯油が漏れると火災の恐れだけでなく、土壌や地下水を汚染することになります。さらに河川まで流出すると、下流でその水を使用する農作物や飲料水への被害が発生する場合もあり、その損害額は甚大です。

汚染土壌などの除去費用や損害額の補償は、全て灯油を流出させた方の責任になります。一般的に数十万円、過去には数百万円の請求が発生した事例もあります。

冬期間は皆さんのご家庭でも灯油を使用する暖房器具の利用機会が増えますので、日頃から暖房設備の点検を行い、灯油漏れ事故が発生しないよう十分に注意しましょう。

ホームタンク点検のポイント

①灯油の残量が不自然に減っていないか。盗難や油漏れの恐れがあります。

②ホームタンク本体に穴が開いていませんか。

③ストレーナーカップや送油配管に穴やひび割れはありませんか。

④ホームタンクの足場はぐらついていませんか。ぐらついていてと積雪や強風、地震で転倒する恐れがあります。コンクリートなどの土台にボルトでしっかりと固定してください。

※早期対応で被害を少なくすることができま。事故に気付いた場合は、左記連絡先へ速やかにご連絡ください。

・南空知消防組合消防署

☎ 73-0150

・町環境政策課

☎ 73-7511

・町内の各灯油取扱業者



正しい「ごみの分け方・出し方」にご協力を！

一部のごみステーションでは、炭にできるごみ袋(茶色の指定袋)に生ごみが入っていたり、収集日ではない日にごみが出されるなど、ごみの分け方・出し方のルール違反により、収集できないごみが増えています。

近頃多いのは、本来収集できないものを隠してごみ袋に入れたり、分類が間違ったものを捨てたりする行為です。特に、古布・衣



紙袋に入れて捨てられた空き缶



古布に包まれ捨てられたドアミラー

類に包んで車のドアミラーを出したり、紙袋に入れた空き缶やペットボトルを出すなどといった捨て方が目立ちます。

町環境政策課環境政策グループ発行の黄色い冊子「2019年4月版『家庭ごみの分け方・出し方』」をもう一度ご確認の上、正しいごみの分け方・出し方にご協力をお願いします。

第6回
くりやま景観フォトコン

[締切] 5月31日(日)
令和2年

栗山町の景観写真

大募集

令和元年6月1日以降に栗山町内で撮影された写真をご応募ください。住所年齢問わず誰でも応募可能です。グランプリには2万円相当の町特産品を贈呈！こども賞アリ！詳しくは町ホームページまで
【問い合わせ】町建設課技術グループ
☎ 73-7513